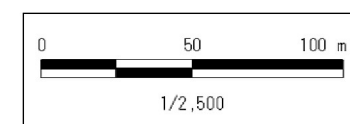
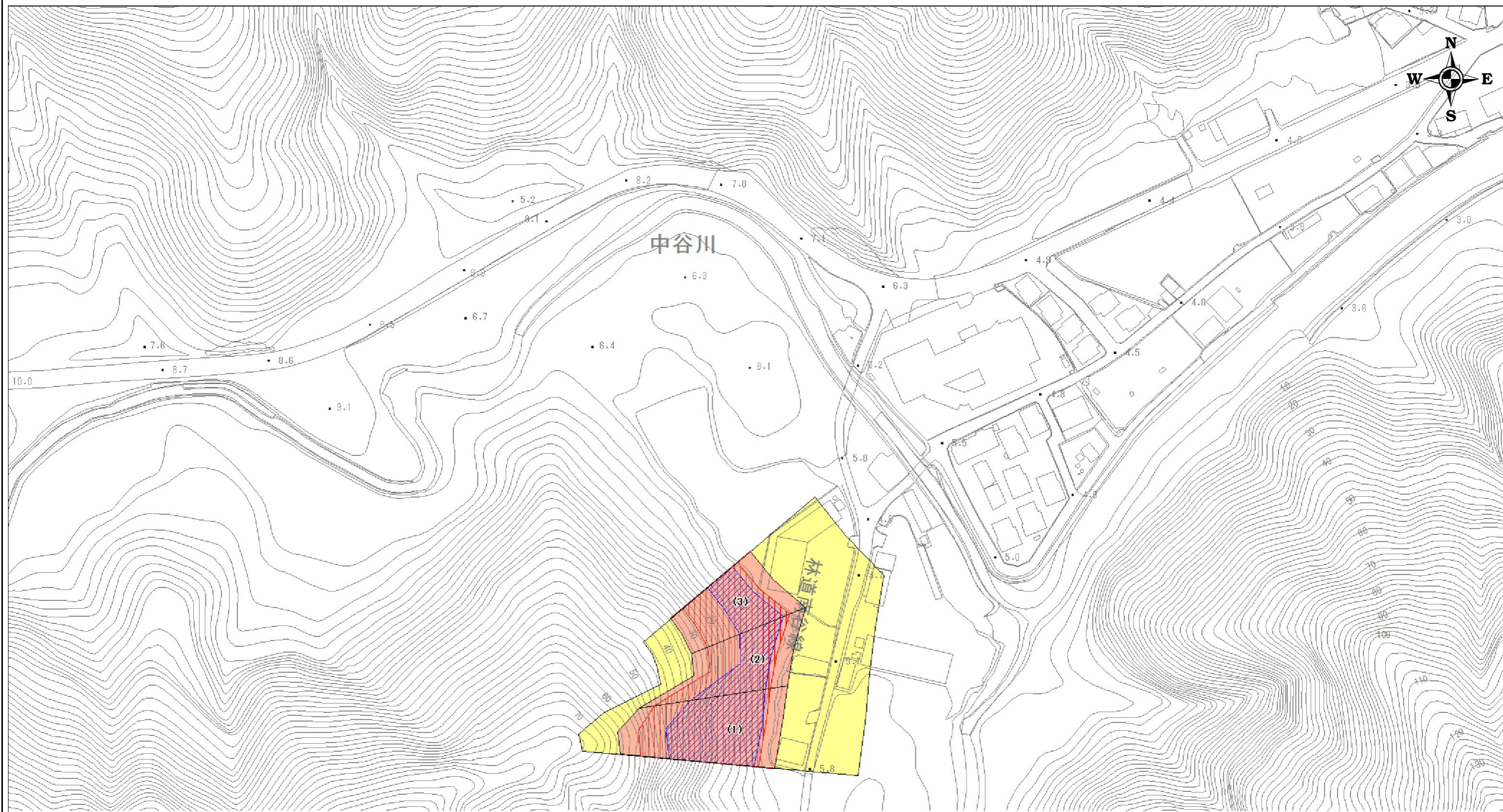


土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図

縮尺: 1/2,500



自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
基礎調査番号	132522A661101010
箇所名	中尾
所在地	隠岐郡隠岐の島町布施

位置図※ 縮尺: 1/50,000



※この地図は、国土地理院の数値地図50000(地図画像)を使用したものである。

区域図凡例

- 土砂災害警戒区域
- 土砂災害特別警戒区域 ((数字)は区分番号)
- 移動による力が100kN/mを超える区域
- 堆積高が3mを超える区域
- それ以外の区域

道路区域は除く

土石等の力の大きさの表示

「土石等の力の大きさ一覧表」参照

告示履歴

告示年月日	
告示番号	
告示年月日	
告示番号	

※「土石等の力の大きさ一覧表」で表示される数値は、実数値(計算値)を小数第二位で四捨五入したものです。そのため、凡例で区分している数値の境界値付近では、凡例の説明と表示数値が一致しない場合があります。  
 例1) 移動による力の計算値が100.01 kN/mの場合、四捨五入により100.0と表示されますが、実際は100 kN/mを超えているため、「移動による力が100kN/mを超える区域」に該当します。  
 例2) 堆積高の計算値が3.01mの場合、四捨五入により3.0と表示されますが、実際は3mを超えているため、「堆積高が3mを超える区域」に該当します。

# 土石等の力の大きさ一覧表

## 力の区分表記の説明

- |   |   |
|---|---|
| (A) 移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域の移動の力の最大値(kN/m <sup>2</sup> ) | (E) 堆積高が3mを超える区域の堆積の力の最大値(kN/m <sup>2</sup> ) |
| (B) (A)が当該建築物に作用する場合の土石等の高さ(m)                                      | (F) (E)が当該建築物に作用する場合の土石等の高さ(m)                |
| (C) 移動による力が100kN/m <sup>2</sup> 以下の区域の移動の力の最大値(kN/m <sup>2</sup> )  | (G) 堆積高が3m以下の区域の堆積の力の最大値(kN/m <sup>2</sup> )  |
| (D) (C)が当該建築物に作用する場合の土石等の高さ(m)                                      | (H) (G)が当該建築物に作用する場合の土石等の高さ(m)                |

**【留意事項】**  
 1. 下記の各数値は移動の力及び堆積高により区分された区域内の最大値を示している。  
 2. 土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の構造方法を求めるにあたり、より詳細な数値が必要な場合は当該県土整備事務所に備え付けの区域調書から算定することができる。

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
基礎調査番号	132522A661101010
箇所名	中尾
所在地	隠岐郡隠岐の島町布施

区分番号	斜面下端より下方の土石等の力の大きさ								急傾斜地内の土石等の力の大きさ								備考
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	
( 1 )	166.3	1.0	99.3	1.0	21.2	4.3	15.2	3.0	166.3	1.0	97.5	1.0	21.5	4.3	15.1	3.0	
( 2 )	162.7	1.0	99.3	1.0	18.9	3.7	15.1	3.0	162.7	1.0	96.9	1.0	18.9	3.7	14.4	2.9	
( 3 )	151.9	1.0	99.3	1.0	16.1	3.2	15.1	3.0	151.9	1.0	96.9	1.0	16.1	3.2	14.3	2.8	

※「土石等の力の大きさ一覧表」で表示される数値は、実数値（計算値）を小数第二位で四捨五入したものです。そのため、凡例で区分している数値の境界値付近では、凡例の説明と表示数値が一致しない場合があります。  
 例1) 移動による力の計算値が 100.01 kN/m<sup>2</sup> の場合、四捨五入により 100.0 と表示されますが、実際は100 kN/m<sup>2</sup>を超えているため、「移動による力が100kN/m<sup>2</sup>を超える区域」に該当します。  
 例2) 堆積高の計算値が 3.01m の場合、四捨五入により 3.0 と表示されますが、実際は 3mを超えているため、「堆積高が 3mを超える区域」に該当します。